# いわゆる Big Tech をめぐる近時の 米国反トラスト法の動向と今後の課題

~シャーマン法2条の論点を中心に~

林 秀 弥\* 荒 井 弘 毅\*\* 巫 昆 霖\*\*\*

はじめに

近時. グーグルやフェイスブックといった巨 大プラットフォーム事業者 (Big Tech) に対 する米国反トラスト法による法執行が盛んであ る。米国司法省ほか11州は、2020年10月20日、 グーグルに対して、シャーマン法2条違反の疑 いがあるとしてコロンビア特別区連邦地方裁判 所に訴訟を提起した(訴訟 I)。そして、米国 連邦取引委員会 (FTC) は、2020年12月9日. フェイスブックに対して、シャーマン法2条違 反に基づく FTC 法 5条 (a) 項違反の疑いが あるとして訴訟を提起した。(訴訟 II)。また、 テキサス州ほか9州は、2020年12月16日、グー グルに対して、シャーマン法2条等違反の疑い があるとして訴訟を提起した。(訴訟 III)。さ らに、コロラド州ほか37州も、2020年12月17日、 グーグルに対して、シャーマン法2条等違反の 疑いがあるとして訴訟を提起した(訴訟 IV)。 こうした米国の競争当局の積極的な姿勢の背景 は、2020年10月6日に公表された米国下院司法 委員会反トラスト法・商法・行政法に関する小 委員会の与党スタッフ報告書(以下,米国下院 報告書という。)に見て取れる。本稿では、各 訴状で示されたシャーマン法2条上の論点及び 米国下院報告書を中心に概観し、今後の展望を

行うものである。

I 司法省によるグーグルに対する訴状 (訴訟 I)¹

## 1 訴状の概要

グーグルに対する訴状は、①訴訟の性質、② 裁判管轄、③当該産業の背景的事情、④関連市 場、⑤反競争的行為、⑥反競争効果、⑦違反被 疑行為、⑧救済の請求の8項目からなる。要約 すれば、訴状の主張は3つの部分からなり、第 1の請求は、グーグルによる一般検索サービス の独占化行為(独占力を故意に形成又は維持す る行為)の差止めである。第2の請求は、同社 による検索広告の独占化行為の差止めであり、 第3の請求は、一般検索テキスト広告の独占化 行為の差止めである²。

## 2 背景的事情

訴訟の性質の部分では、マイクロソフト事

#### ――も く じ――

はじめに

- I 司法省によるグーグルに対する訴状(訴訟 I)
- II FTC によるフェイスブックに対する訴状 (訴訟 II)
- Ⅲ 全米各州によるグーグルに対する訴状(訴訟Ⅲ, IV)
- IV 関連する報告書
- V 若干の検討
- むすびにかえて

<sup>\*</sup>はやし しゅうや,名古屋大学大学院法学研究科教授

<sup>\*\*\*</sup>あらい こうき, 共立女子大学ビジネス学部教授 \*\*\*Wu Kun-Lin, 名古屋大学アジア共創教育研究 機構研究員

件3を引用しているのが目を引く。また当該産 業の背景的事情として、米国ではそもそも、検 索エンジンを提供している事業者は3社(グー グル、Bing、DuckDuckGo) しか存在しない ことと, 米国における検索連動型広告市場は年 間500億ドル規模に達しているが、グーグルに ほぼ支配されていることが指摘される。このよ うな巨大企業グーグルが収集・分析するデータ の規模はアルゴリズムの品質の向上につながり, 機械学習の改善にも役に立つ。このことがより 相関度の高い検索結果を提供できることにつな がる。また、消費者が既定の検索エンジンをめっ たに変更しないことを背景に、検索サービスが PC や、モバイルデバイス、IoT デバイス等に おける検索アクセスポイント(ブラウザや、検 索アプリ、音声アシスタント等)を通じて提供 されることから、検索サービス事業者は、検索 情報に係る様々な流通業者に自社の検索エンジ ンを検索アクセスポイントの既定検索エンジン に設定してもらうように、流通協定 (distribution agreement)を締結するなどして働きかけ を行っていた。米国では、検索のモパイルデバ イス経由での割合は約6割占めているところ, モバイルデバイス上の検索アクセスポイントに おける既定検索エンジンは通常、流通協定やラ イセンス協定 (licensing agreement) により 定められる。また、PC における検索の流通経 路については、通常、消費者はブラウザ経由で 検索エンジンにアクセスするが、グーグルの所 有するブラウザ Chrome は米ブラウザ市場の 6割を占めている一方, Safari は17%, Firefox は7%, マイクロソフトの Internet Explorer 及び Edge は15% にとどまっている。マイクロ ソフトを除くほとんどのブラウザ開発者が. グーグルの検索エンジンをブラウザの既定検索 エンジンに設定することについてグーグルと合 意している。

## 3 関連市場と反競争的行為

競合他社を流通経路から締め出す効果を持つ

グーグルの流通協定はおおよそ以下3つの形に 分けられる4。すなわち、第1に、アンドロイ ドデバイス製造業者と締結されるアンチ・ フォーキング (anti-forking) 協定である。こ れはアンドロイドからの派生物を禁止すること を内容とするものである。第2に、デバイス製 造業者が①グーグルのコアアプリのバンドルを デバイスに格納すること、②特定のアプリを削 除できないようにすること、及び③グーグルの 検索バーを既定のホーム画面に置くことといっ た条件に全て同意することを前提にして、グー グルはグーグル専有のアプリ・APIへのアク セスを製造業者に提供すること, である。第3 に. 検索に係る流通業者はグーグル検索広告に よる収益の一部と引き換えに、グーグルの検索 エンジンを検索アクセスポイントの既定検索エ ンジンに設定すること、である。

関連市場 (relevant market) に関しては, ①一般検索サービス、②検索広告、③一般検索 テキスト広告は、いずれも反トラスト法上の関 連市場であり、グーグルはそれぞれの市場にお いて独占力を有しているとされている。具体的 には、米国で検索サービスを提供する事業者(検 索数ベースシェア) はグーグル (88%<sup>5</sup>), Bing (7 %), Yahoo! (< 4 %) 及び DuckDuckGo (< 2%) の4社しかおらず、グーグルが圧倒して いる。その上、参入障壁が高く、資本投資、流 通経路へのアクセス、技術の高度化、規模等の 見地から新規参入は容易ではないとされている。 上記の関連市場のうち、検索広告市場が画定さ れたのは、広告主は即座に、自分の商品・役務 に関わるクエリを実行した消費者をターゲット に広告を配信することができるが、このような 特定の関心事を持つ消費者に対し即時にター ゲット広告を行うことができる点において合理 的な代替肢が存在しないからである。同様に、 検索テキスト広告市場も、カバーする範囲(関 心事)の広範さ、広告の目的と機能、広告によ る販売の進め方等の点において合理的な代替肢 が存在しないとされている6。

違法行為としては, グーグルが自社の検索エ ンジンを各ブラウザ,モバイルデバイス,PC その他のデバイス上の検索アクセスポイントの 既定検索エンジンにプリセットさせ、グーグル のアプリのプリインストールと目立つ配置を協 定の相手方に要求し、 グーグルの検索アクセス ポイントを Google Play (グーグルのアプリス トア) とグーグル API に結びつけ, ①検索サー ビスのライバルを犠牲にしてクエリをグーグル に誘導するその他の制限を行う反競争的で排他 的な流通協定を通じて、②検索広告のライバル を犠牲にしてグーグルに利益をもたらすその他 の制限を行う反競争的で排他的な流通協定を通 じて、③一般的な検索テキスト広告のライバル を犠牲にしてグーグルに利益をもたらすその他 の制限を行う反競争的で排他的な流通協定を通 じて, 各関連市場における独占力を故意に維持 し、濫用してきたことが挙げられている。

本件で問題視されたアンドロイドデバイスに おける流通協定は次の3つである。第1はアン チ・フォーキング協定である。これはアンドロ イドに基づく代替的 OS の開発の妨害、すなわ ち、検索サービスへの提供ルートの閉鎖効果を 持つものである。協定違反の効果としては, グー グル専有の API・Google Play へのアクセスの 禁止, すなわちそれらが使用不能になることや. レベニューシェア(後述)分相当の損失等が挙 げられる。第2はプリインストール協定 (MADA) である。MADA により、検索アク セスポイントとしての検索関連のアプリ・ウィ ジェット(検索バー等)は目立つように配置さ れ、またグーグルのコアアプリ (Google Play, Chrome, 検索アプリ, Gメール, グーグルマッ プ, YouTube) はバンドルで提供される。プ リインストールされたコアアプリが使用者に削 除されないようにすることも要求される。 Google Play 及びグーグル API にグーグルのコ アアプリを縛りつけ、グーグルの検索エンジン をモバイルデバイス上の他の検索アクセスポイ ント (検索バー、音声アシスタントなど) に縛

りつけることが可能になる。第3は、レベニュー シェア協定である。これは流通業者がグーグル の検索エンジンを検索アクセスポイントの既定 検索エンジンに設定することと引き換えに. グーグルは検索広告による収益の一部(合計年 間約10億ドル)を流通業者に支払うことを内容 とするものである。これにより、グーグルは独 占利潤をもって MADA にカバーされない検索 アクセスポイントの既定検索エンジンをグーグ ルの検索エンジンと設定するように確保した7。 流通業者がレベニューシェア協定を更新しない 場合の損失は、デバイスの発売予定分だけでな く. デバイスの過去売上分もその算定の基礎に なるため,かなり高額にかさむことになる。グー グルはこれらの協定により、競争者を排除し現 行の検索の流通経路を支配するだけでなく. ス マートウォッチ,スマートテレビ,スマートス ピーカー,自動運転車両等,次世代の検索の流 通経路を支配しようとする態勢も整えている。

#### 4 反競争効果

グーグルはこの一連の排除行為によって, 各 関連市場のかなりのシェアを奪っており、競争. 消費者(上記②と③の関連市場では広告主)に 損害を与えているとされている。 具体的には, グーグルは検索サービス市場において, 排他的 協定その他競争制限的行為を通じて違法に独占 を維持しようとしていた。すなわち、a. 検索 サービス市場における競争を実質的に制限し、 米国の大多数の検索クエリを有意な競争に晒さ れないようにしている。 b. 競争者を有効な流 通経路から締め出すことにより, 競争者にとっ て効率的に競争するのに必要な規模まで発展さ せないようにしている。 c. 検索サービスの競 争相手にとっての潜在的な流通ルートを阻害す る。 d. 参入障壁を高め、PC とモバイルデバ イスにおける新しい検索アクセスポイントの競 争をめぐり登場したばかりの競争相手を排除し ようとしている。 e. 代替的な検索アクセスポ イント又はグーグルの検索モデルに対する創造

的破壊者(disruptor)になりうる、新しい商品のイノベーションを阻害する。f. それぞれの関連市場において、グーグルを商品・役務の改善という有意な競争圧力から隔離する。グーグルの行為はプライバシーや、データ保護、消費者データの利用などの面を含め、検索サービスの品質を低下させることにより消費者に損害を与え、検索サービス市場における選択肢を減らし、イノベーションを阻害する。

また、検索広告市場及び検索テキスト広告市場においても、グーグルの排除行為は独占価格でのサービス購入を余儀なくさせ、サービス品質の低減を招くという意味で、競争を実質的に制限し、広告主に損害を与えている。

要するに、訴状では、上記の各関連市場において、グーグルの流通協定のもたらす競争制限効果は、グーグルが独占を形成し維持することを可能にし、協定による競争促進効果を上回っているとし、また実際には、その競争促進効果はより競争制限的でない別の手段によって達成されうるはずである。したがって、グーグルの反競争的な排除行為はシャーマン法2条に反するとしている。

#### 5 問題解消措置の請求

訴状では、グーグルが前述の反競争的慣行を 続行し、又は同様の目的・効果を持つ他の取引 慣行を行うことを禁止することとあわせて、反 競争的弊害を除去するのに必要な構造的救済 (structural relief) を求めている<sup>8</sup>。

# II FTC によるフェイスブックに対する訴状(訴訟 II) <sup>9</sup>

FTC が問題視しているのは、米国におけるパーソナルソーシャルネットワーキング(personal social networking)におけるフェイスブックの独占化行為である。関連市場は、パーソナルソーシャルネットワーキングサービスであり、この製品市場は、①個人的なつながりをマップするソーシャルグラフ上に構築されており、②

一対多のブロードキャストを含む共有ソーシャル空間において個人的経験を共有する機能を含んでおり、③使用者が個人的なつながりを構築し拡大する機能を有している、共有された社会空間において人々と経験の供給を可能にするオンラインサービスで構成されている。

フェイスブックの反競争的行為は主に3つの部分から構成されており、第1に、インスタグラムの買収と継続的な支配により、パーソナルソーシャルネットワーキングサービスにおける重要な独立した競争者を無力化したこと(①)、第2に、ワッツアップの買収とその継続的な支配により、フェイスブックによるパーソナルソーシャルネットワーキングの独占に対する競争上の脅威を無力化したこと(②)、第3に、パーソナルソーシャルネットワーキングの独占に対する競争上の脅威を抑制するために、フェイスブックに向けたアプリの開発に利用できるAPIプラットフォームへのアクセスに対する反競争的な条件を課し、実施していること(③)が挙げられている。

これらの反競争的行為によって、フェイス ブックは故意にパーソナルソーシャルネット ワーキングにおける独占を維持しており、①と ②で競争上の脅威を継続的に保有して統合し、 ③で参入障壁を築き、維持、監視し続けており、 使用者、広告主への競争からの追加的な利益を 奪っているとするものである。

訴状では、FTCの求めている問題解消措置のうちとりわけ注目を集めているのが、インスタグラムやワッツアップの売却又は再建(divestiture or reconstruction)という構造的救済である。これに対し、フェイスブックは関連市場の画定や、市場支配力の立証、排除行為の立証等についてFTCが説明責任を果たしていないとして訴訟棄却の申立てを行った<sup>10</sup>。

# ■ 全米各州によるグーグルに対する訴状(訴訟 II, IV)

テキサス州ほかの主張は11, 関連市場として

画定されたパブリッシャーアドサーバー(publisher ad server) 市場<sup>12</sup>, オンラインディスプ レイ広告取引市場、オンラインディスプレイ広 告ネットワーク市場、一般広告主向け・大手広 告主向けのディスプレイ広告購入ツール市場等 において、グーグルは独占化行為または独占化 の企図をし、広告サーバー市場においてグーグ ルの各サービスを優先的に利用するように設定 するなど自社サービスの情報・アクセスの優位 性を作り出し、透明性を最小限に抑えるなどし て競争を排除し、また、検索サービスや検索広 告. 動画共有サービスの市場における自らの独 占力を利用し、広告枠の購入者向けのツール (buy-side tool) の使用を強要したとするもの である。これらの行為によって、グーグルは、 パブリッシャー, 広告主, 競合他社に利益をも たらすイノベーションを阻害し、パブリッ シャーの収益を減少させ、消費者に害を与える とされている。

一方で、コロラド州ほかの主張は<sup>13</sup>、訴訟 I で問題視されている行為の一部と一致しており, すなわち, 一般検索サービス市場, 一般検索広 告市場、一般検索テキスト広告市場という3つ の関連市場それぞれにおいて、検索アクセスポ イントをロックする流通協定や、アプリのプリ インストールと目立つ配置の要求、検索アクセ スポイントの Google Play・グーグル API への 縛り付け、広告の統合管理ツールでの相互運用 性の制限、垂直プロバイダーに対する差別的取 扱い、グーグルへのクエリ誘導等により、グー グルは、独占力を故意に維持し、濫用し、拡大 してきたとするものである。これらの行為に よって, 競争, 消費者に, 加えて一般検索広告 市場及び一般検索テキスト広告市場では広告主 に、有害な影響を与えたとするものである。

## IV 関連する報告書

#### 1 はじめに

これら米国競争当局の巨大プラットフォーム

事業者に対する取締強化への積極的な姿勢に関連して、2020年相次いで公表された報告書では、似たような立場がうかがえる。2020年2月27日に米国法曹協会(ABA)反トラスト部門の見解としてまとめられた、「デジタル経済と競争に係る共通課題」と題した報告書(以下、ABA報告書)が公開され<sup>14</sup>、そして同年10月6日には、米国下院報告書が公表されている<sup>15</sup>。

## 2 ABA 報告書

ABA 報告書では、主としてデジタル経済下における反トラスト法の執行に係る問題点について、様々な観点から検討がなされている。具体的には、①市場の定義と市場支配力、②ビッグデータ、③合併問題、④排除行為、⑤アルゴリズムと人工知能、及び、⑥データセキュリティの確保である。

これら各論点に関して、幾つかの小項目ごと に分けて検討されており、例えば、市場の定義 と市場支配力においては、①市場の定義の課題 については、多面的プラットフォーム市場では 間接的ネットワーク効果や相対的な価格設定の 影響が弱い場合に伝統的な競争分析に基づいて 市場の片側を分析できるかといった技術的な内 容について検討がなされた後、推奨されるアプ ローチとして、追加的な規制の必要性はなく、 現行の分析枠組でケースバイケースで競争分析 を行うべきとされている。②市場支配力、市場 の集中度については、米国市場での市場支配力 の見方と市場シェアの位置付けが述べられて, 市場シェアだけによらない競争分析がデジタル プラットフォーム市場では必要になっているこ とが指摘されている。③市場支配力と競争効果 については、ネットワーク効果がロックインを 生み出すこと、それが業界の成長率に関係する こと、多面的プラットフォームでは差別化の分 析が必要であることが述べられて、市場の画定 だけでなく、インセンティブや競争効果の評価 が進められている。④持続的な独占力(durable monopoly power) については、参入障壁の大

きさ、ロックイン効果、先発者の優位(firstmover advantages) を見る必要があるとした 上で、デジタル市場ではこれらの特徴に特に注 意が必要であるとされている。⑤複合的な独占 力 (combined monopoly power) については、 協調的な行動が取られる可能性が挙げられてお り, 共同独占 (joint monopoly) への対応が指 摘されている。⑥ネットワーク効果については, 実質的な市場支配力を保証するものではないと されているが、マルチホーミングがプラット フォームへの競争圧力を高めることも挙げられ、 また、間接ネットワーク効果は価格決定の際の 考慮要因であることも指摘されている。その上 で、スイッチングコスト、マルチホーミング、 混雑が他のプラットフォームへの切り替えにつ ながるかを見るべきとされている。最後に、⑦ データに基づく独占力の推定については、ビッ グデータが市場支配力につながるとする推定は あってはならないこと, データの複製可能性, データが商品又は役務の品質に影響を与える要 素の一つに過ぎないこと、データが独占可能な 資産でないかもしれないことが述べられて...こ うした推定があってはならないことが推奨され るアプローチとして記されている。

### 3 米国下院報告書

米国下院報告書では、ABA報告書よりは政策的な対応が進められ、①デジタル市場における競争問題の整理、②支配的企業が反競争的行為に従事しているかどうかの調査、③既存の反トラスト法、競争政策、及び現行の執行レベルがこれらの問題に対処するのに十分であるかどうかの評価をする目的から、国会で公聴会を実施し、そこで得られた証言に基づき、数多くの論点がまとめられている。

特に、この調査では GAFA (アマゾン、アップル、フェイスブック、グーグル) 4社の市場 支配的なオンライン・プラットフォームが主た る対象とされている。これらの企業が流通の主要経路の支配権を獲得し、ゲートキーパーとし

て機能するようになっており、そのゲートキー パーの力を利用して、競争市場では誰も合理的 に同意しないような条件の決定や譲歩を引き出 しているとしている。このような大幅かつ持続 的な市場力は、支配的なプラットフォームによ る大量の買収など、いくつかの要因によっても たらされたとしている。さらに、調査の過程で、 小委員会のスタッフは、独占と独占力の証拠を 発見したとし、例えば、フェイスブックに関連 した強力なネットワーク効果により、フェイス ブックは実際の競合他社との競争よりも, 自社 製品であるフェイスブック、インスタグラム、 ワッツアップ、メッセンジャーの間での競争の 方が激しいというように, 市場が独占に傾いて いるとしている。その上で、こうした状況は、 消費者の選択肢を減少させ、米国経済のイノ ベーションと企業家精神 (entrepreneurship) を蝕み、自由で多様な報道の活力を弱め、米国 人のプライバシーを蝕んできたとしている。

具体的には、報告書では、巨大プラットフォーム事業者ごとに懸念点を次のとおり取りまとめている。

### A フェイスブック

フェイスブックはソーシャルネットワーキン グサービス(以下、SNSという。)の市場で独 占力を持っている。同社の最高経営責任者 (CEO) であるマーク・ザッカーバーグをはじ めとする上級幹部の間での社内コミュニケー ションによると、フェイスブックはその優位性 を維持又は拡大するために競争上の脅威を買収 したことが示されている。フェイスブックはま た, 一連の反競争的な商習慣によって独占を維 持してきた。同社はそのデータの優位性を利用 し、優れた市場情報を作成して潜在的な競争上 の脅威を特定し、それらの企業を買収又は模倣 し、そして自分のものとした。一旦支配的にな ると、フェイスブックは、他社を競争上の脅威 と認識しているかどうかに基づいて、選択的に プラットフォームのポリシーを実施した。そう

することにより、自社のサービスを有利にする 一方で、他の企業を弱体化させたのである。

## B グーグル

グーグルは、一般検索サービスと検索広告の市場を独占している。グーグルの優位性は、そのクリック&クエリ(click-and-query)のデータや、世界中のほとんどのデバイスやブラウザで取得している広範なデフォルトポジションなど、高い参入障壁によって守られている。グーグルは、一連の反競争的な戦略を通じて、一般検索の独占を維持してきた。これには、グーグルが重要な脅威と見なしていた垂直検索プロバイダーを弱体化させるための積極的なキャンペーンも含まれている。

報告書によると、グーグルは検索独占を利用 して、サードパーティのコンテンツを不正に流 用したり, グーグル自身の劣った垂直検索サー ビスを押し上げたりしていたほか、検索ペナル ティを課してサードパーティの垂直検索プロバ イダーを降格させていた。一般検索の独占権を 獲得して以来、グーグルは検索結果ページに広 告やグーグル独自のコンテンツを着実に増殖さ せ、有料広告とオーガニック結果の区別を曖昧 にしてきた。そして、グーグルが一般検索の独 占を維持してきた第二の方法は、一連の反競争 的な協定を通じて行われてきた。2005年にアン ドロイド OS を買収した後、グーグルは協定上 の制限や排他的条項を利用して、PC からモバ イルデバイスまで自らの検索独占を拡大した。 また、グーグルはスマートフォンメーカーに対 し、グーグル独自のアプリをプリインストール して既定の状態にすることを要求し、検索や他 のアプリ市場での競合他社を妨害していた。さ らに, グーグルは情報の非対称性を利用し, 市 場全体のリアルタイムデータを綿密に追跡して いることも、内部のコミュニケーションから明 らかになっている。グーグルによって提供され る各サービスは、グーグルにユーザーデータの 宝庫を提供し、市場におけるグーグルの優位性 を強化し、オンライン広告による収益化を推進 している。これらのサービスを相互にリンクさ せることにより、グーグルは相互に連動する独 占企業のエコシステムとしての機能をより高め ている。

## C アマゾン

アマゾンは、米国のオンライン小売市場において重要かつ持続的な市場力を有している。米国のオンラインショッピング市場を支配しているアマゾンの市場力は、サードパーティの販売者との取引において最高潮に達している。このプラットフォームは、オンライン消費者にリーチするためにアマゾンに代わる実行可能な代替手段を持たない多くの中小企業に対して独占力を有している。アマゾンのマーケットプレイスには世界中で230万社のサードパーティ販売者が存在し、最近の調査によると、そのうち約37%(約85万社)が唯一の収入源としてアマゾンに依存していると推定されている。

アマゾンが現在の支配的な地位を獲得したの は、「おむつドットコム」や「ザッポス」など の競合他社を買収したことによるものである。 アマゾンは隣接市場で事業を展開する企業を買 収してその顧客データを自社の備蓄に加えるこ とにより、競争力をさらに強化してきた。また、 アマゾンは、サードパーティ販売者の扱いにお いて、広範な反競争的行為を行ってきた。さら に、ロックインと自己優遇 (self-preferencing) の傾向が強い音声アシスタントの新興市場では, アマゾンは,補完的な技術や競合技術を買収し たり、Alexa(アマゾンの開発した音声アシス タント)対応のスマートスピーカーを大幅な割 引価格で販売したりすることにより、Alexaの エコシステムを急速に拡大させてきた。最後に, クラウドサービスプラットフォーム市場の最大 手であるアマゾン Web Services(AWS) は、 アマゾンが競合する多くの企業に重要なインフ ラを提供している。これは、クラウドの顧客が、自 社のビジネスに最適な技術を選択するのではな

く,競合他社と取引することを躊躇せざるを得ないという利益相反の可能性を生み出している<sup>16</sup>。

## D アップル

アップルは、モバイルオペレーティングシス テム (モバイル OS) 市場において、重要かつ 持続的な市場力を持っている。アップルのモバ イルデバイス上で動作する iOS モバイルオペ レーティングシステムをアップルが支配してい るため、この市場におけるアップルの市場支配 力により、iOSデバイスへのすべてのソフト ウェア配布をコントロールすることが可能に なっている。その結果、アップルはモバイルア プリストア市場で独占力を発揮し、米国内の 1億台以上の iPhone と iPad へのアクセスをコ ントロールしている。アップルのモバイルエコ システムは、アプリ開発者と消費者に大きな利 益をもたらしてきた。アップルは、モバイル OS 市場におけるネットワーク効果の存在,参 入障壁の高さ、スイッチングコストの高さなど により、その優位性を維持してきた。iPhone のような製品の市場が成熟するにつれ、アップ ルは、App Store (アップル自社のアプリスト ア) での手数料の徴収だけでなく自社のアプリ ケーションやサービスの販売に依存する傾向が 強まってきた。競争がない中で、アップルの iOS デバイスへのアプリ配信の独占力は、競合 他社や競争相手に損害を与え、アプリ開発の品 質やイノベーションを低下させ、価格を上昇さ せ、消費者の選択肢を減らす結果をもたらして いる。

GAFA 4社に関する実態調査のほか、報告書では、オンライン・プラットフォームの市場支配力によって、GAFA 各社は、民主主義に不可欠な信頼できるニュース源の衰退に寄与しているとし、また、支配的なプラットフォームを競争圧力から隔離するイノベーションの「キルゾーン(kill zone)」が存在するとしている。さらに、米国では十分なプライバシーの保護措置が講じられていないため、消費者のデータが

執拗に収集され、悪用されていることは、オンラインでの市場力を示す指標となっているともしている。最後に、支配的なプラットフォームの市場力は、政治的自由と経済的自由の両方を損なう危険性があると指摘している。

これらを踏まえて、デジタル市場における競争に関する調査の一環として、米国下院報告書では、次のような改革案を提示した。(1)デジタル市場における反競争的行為への対応、(2)合併と独占の執行の強化(反トラスト法自体の強化)、(3)その他の改革を通じた反トラスト法の法執行の改善である。

## V 若干の検討

シャーマン法2条に関連する近時の動きは以上のようにまとめられるが、こうした議論の実態を踏まえた上で、今後のグーグル及びフェイスブック訴訟等の議論の鍵となる論点について整理してみる。

米国のシャーマン法2条により、「各州間の 又は外国との取引又は通商のいかなる部分を独 占化し、独占を企図し、又は独占する目的をもっ て他の者と結合・共謀する」ことが禁止されて いる。この規制の対象は独占的状態(monopoly) ではなく、不当な方法により、独占を形成又は 維持する行為(monopolization、具体的には略 奪的価格設定、取引拒絶、排他的取引など)で ある。その構成要件としては、①独占力の存在、 ②意図的な、独占の形成・維持行為が必要であ る。独占力を示すために、関連市場における市 場支配力(よりも大きな力)を有していること が必要とされる。

本稿では、シャーマン法2条の構成要件からして、これら訴訟の鍵となる点は次の5つであるのではないかと考えられる。

第1に、競争分析において最大の関門と思われる関連市場の画定である。訴訟Iでは、検索サービス、検索広告、一般検索テキスト広告が、訴訟IIではパーソナルソーシャルネットワーキングが、訴訟IIIでは、パブリッシャーアド

サーバー市場、オンラインディスプレイ広告取 引市場、オンラインディスプレイ広告ネット ワーク市場. 一般広告主向け・大手広告主向け のディスプレイ広告購入ツール市場が関連市場 とされている。これらの関連市場は、いずれも 通常の商取引のように、対価を支払いして役務 の提供を受ける(情報を伝えられる)といった 形のものではなく、どこに取引が所在している のかが明確ではない。通常, 市場の画定は製品 間の需要の交差価格弾力性を考えて、一定の商 品群が決定される。このための計量的な手法が SSNIP(小幅であるが実質的かつ一時的でない 価格引上げ)テストによる価格の仮想的な5% -10%の上昇で代替財に需要が移るかどうかを 検討する手法である。しかしながら、ここで取 り上げられている市場は、これら取引における 対価に実質的に相当するものが、例えば情報の 提供であり、購買の可能性であり、 それらが取 引の対象として規制すべき市場支配力を有する ものと考えて良いかどうかには、更なる議論が 必要である17。

第2に、独占力の推定である。いずれの訴訟 でも、それぞれの関連市場が画定されたならば、 各市場でのシェアは圧倒的にグーグルやフェイ スブックが占めていることは明らかである。し かしながら、参入障壁の高さがサービスにより 変わること、インターネットにおいて同種の サービスを提供するための費用は大きくない場 合があること, これまでインターネットにおけ る提供サービスは数年で大きな移り変わりが あったこと18, (直接・間接) ネットワーク効 果の有する取引の誘発への影響といったことを 考慮すると, 市場シェアがそのまま独占力を意 味するものではないとする議論もあり得る。し たがって、グーグルやフェイスブックが、どの ように独占力を有しているかを、市場シェアだ けによらず、特にダイナミックな観点から説明 及び立証を行うことも必要とされていよう。

第3に、独占力の形成・維持に関するところ である。不当な排除に関して、例えば、契約条 項において、明示的な他者排除ではなく、ビジ ネス上の競合他社との取引しないことを記載す ることは、そのことだけで不当となるものでは ない。それによって取引当事者がどのような認 識を有したかに関して、当事者双方から証拠が 提示されて判断されるものとなるはずである。 人為的な(故意の)行為であることだけでなく、 それで取引当事者,潜在的取引当事者がどのよ うに受け取るか、さらに、その条項のどれだけ の競争制限効果があったのかが示されることが 望ましい。それがなかった場合と比べ、それが 入れられて行動がどう変化したかが問題となる はずである。もちろん、多くの要素の中で総合 的な判断がなされてくるものであるが、契約条 項の内容、買収の対象、消費者情報の活用が、 それぞれどのような効果を有していたかについ て、計量的な議論がなされることが期待される。

第4に、消費者の損害である。もちろん、イ ノベーションの阻害. 消費者の選択肢の確保が 阻害されたことも要素となるはずである。そし て、提供サービスの効率向上、機能拡大、質の 上昇も考慮すべき要素となり得る。また. これ らだけでなく、需要者の増加、市場の拡大につ ながっているところも評価の必要があると考え られる。すなわち、適切な検索サービスの提供 が検索需要の拡大につながり、的確な検索広告 提供が市場の開拓につながっていること、パー ソナルソーシャルネットワーキングというこれ まで普及していなかったサービスを日常のもの とするほどまでに浸透させたことなど、そうし た需要の拡大を適切に評価した上で、消費者の 損害を検討する必要がある。消費者余剰の損失 を考える際でも、価格が低下し (無料で)、需 要が拡大している場合には、余剰は減っている と考えることは難しいかもしれない。

ただ、SNS をはじめとするソーシャルメディアの寡占化・独占化の弊害を考える際には、価格以外の要素も考慮に入れなければならない。例えば、米国では、過去、伝統的なメディア(新聞、放送局)の企業結合審査において、競争当

局は、余剰の増進について主に考慮しているわ けではない。消費者が統合後にニュースや記事 に対して支払う価格について主に考慮している わけでもない。実際には(特に民間放送の場合). 消費者はニュースや記事に対し何らの支払いも しないことも多い。むしろ一つの支配的な意見 を形成する力による不当な影響を受けずに自ら の意見を形成・発信できるようにするため、多 様な情報や意見に市民が自由にアクセスできる ことを保障するという「メディアの多元性」を 確保することを目的にしている。というのも、 メディア市場は、多くのデータ駆動型市場と同 様にネットワーク効果に従うが、単に、市場の 力に任せておくだけならば、メディア市場の集 中化が進み、多元性や思想の自由市場(marketplace of ideas) が損なわれるおそれがある。 ソーシャルメディア市場の集中化の進展により, 自己検閲(self-censorship)のリスクも高まる かもしれない19。これも、広い意味で捉えると 消費者の損害となりうるであろう。

そもそも,消費者の損害を判断するにあたっ て、何を基準にして考えればいいのか。言い換 えれば、 反トラスト法の実務において定着して きた消費者厚生基準 (consumer welfare standard) は何のためにあるのか。米国では、反 トラスト法の目的をめぐり一大論争が展開され てきたが、1970年代以来この論争で主流を占め ているシカゴ学派では、 反トラスト法の目的が 消費者厚生と経済的効率性(総余剰)にあると され20, 非経済的要素 (例えば、マスメディア の集中と言論の多元性や, イノベーション, 経 済力の分散、取引の自由と機会の確保、消費者 の需要への対応など)をあまり重要視しないと いう立場がとられている。これに対して, GAFA といったプラットフォーム事業者の台 頭および独占化と思わせる行為について反トラ スト法の過小執行を批判し,市場の歪みを是正 するには市場メカニズムへの依存ではなく、反 トラスト法のより積極的な運用が必要であると 力説する新ブランダイス学派(New Brandeis

School)が近時注目されている<sup>21</sup>。このように,反トラスト法の目的については見解の対立があるなかで、米国の反トラスト法学界では、消費者厚生基準の考え方が問い直されるようになった。

とはいえ、消費者厚生基準については、その 定義や、定義自体の検討、再構成の要否とその 内容などについて様々な見解が飛び交っており, 相互に対立する複数の学説が並び立っている22。 すなわち、①消費者厚生基準の定義について、 生産者に対する影響がこの基準に含まれるかど うか. プライバシー上の問題が品質への影響に 該当するかどうか、などの争点が挙げられる。 ②消費者厚生基準の定義への再考について. 現 状維持派と修正派に分けられ、前者は法の安定 性や予測可能性,透明性を重視し,政治権力集 中の抑止, 労働者保護, 貧富の差, 地域格差, 国家安全などの目的は他の法律で規制すべきと するのに対し、後者は一定程度の修正を支持し、 特に「consumer welfare」という文言の改正 を通じてこの基準の反トラスト法実務上の多様 性を反映すべきと主張する。③消費者厚生基準 の撤廃又は再構成について, 支持論者は競争過 程の重視や、当然違法、推定違法等による基準 の再構成などを強調する。この中で、論者間で の唯一のコンセンサスとして捉えるのは、消費 者厚生基準には価格(販売価格と購入価格の両 方を含む)、産出量、品質に対する影響が含ま れるべきであるという基本的な点である23。し かし、どのような理念を根拠に反トラスト法を 運用・執行するかによって、本稿で取り上げた 訴訟に限らず、反トラスト法をめぐる今後の司 法判断が大きく左右される可能性があることか ら、こうした議論の行方を注視する必要がある。

第5に、反トラスト法上の対応が必要か、そして問題解消措置に関する議論である。原則として、違法の認定や、行為の差止め、将来の不作為が主張の中に含まれる。これに加えて、構造的な措置(いわゆる企業分割)等は、どこまで検討対象とされるのであろうか。例えば、2000年代のマイクロソフト訴訟では、訴訟の中

でマイクロソフト側から OS 事業(ウィンドウズ)とアプリケーション事業(ワード・エクセル)とが相互補完であるとする主張が出てきて、独占が認定された後、独占力をどう取り除くかを検討する際に、これら事業を分割するとする議論が出てきたのであった。しかし、結果的には、行動措置だけが採られることとなった。今後の構造的な措置を議論する際にも、このように訴訟の中での主張に応じて、検討されてくることになると考えられる。

## むすびにかえて

デジタル分野におけるプラットフォーム事業者の台頭により、本稿で取り上げた米国に限らず、世界中で競争当局によるプラットフォーム事業者に対する法執行の強化が促されるようになった。一方で、過剰執行により、デジタル分野に係る市場の競争とイノベーションが不当に阻害されることも危惧されている。

本稿が示すように、デジタル分野における競 争法のエンフォースメントのあり方をめぐって 様々な議論が巻き起こっている。とりわけ、伝 統の反トラスト法の法理論とそのための分析手 法がデジタル分野において適用されるとき、デ ジタル分野の特徴や当該市場特有の背景(例え ば、データ蓄積の重要性や、直接・間接ネット ワーク効果の強さ、 先発企業と後発企業のそれ ぞれの優位と劣勢、後発企業の商業的参入障壁 の高さなど) に沿ってそれらの理論や手法に一 定の修正を加える必要があるかどうか、そして いかなる修正が必要かという問いは、これまで 競争当局によって深く検討されなかったきらい があるが<sup>24</sup>、昨今Big Tech に対する規制の厳 格化の動向についてその正当性の根拠を説明す るためにまず解決すべき課題であろう。

上記の課題に関連して、2021年2月に入り、 米国議会上院では、Competition and Antitrust Law Enforcement Reform Act of 2021 (CAL-ERA) 法律案が提出されるなど、Big Tech を 念頭に置いた反トラスト規制の更なる強化が図

られようとしている25。同法案では、企業結合 規制の根拠条文であるクレイトン法7条の文言 を改正し、現行の規制基準である「may be substantially to lessen competition」(競争を 実質的に減殺することとなる) から「may be to create an appreciable risk of materially lessening competition」(競争を実質的に減殺 する明らかなリスクを生じさせることとなる) に変更し、規制基準を引き下げることを提案し ている。その中で、「substantially | から「materially」への変更は、一見すると単なる字句 の言い換えのようにも見受けられるが、これは、 法案により、いわゆるデミニマス (de minimis) 基準(すなわち、最低限を超えた場合は 「materially」という要件に該当することとな る)への変更であると説明されている。また法 案では、①企業結合により市場集中度の有意な 上昇をもたらす場合、②買収者が50%以上の 市場シェアを有する場合、③当該企業結合が協 調(coordination)の蓋然性を実質的に上昇さ せる場合、④買収価格が50億ドルを超える場合、 ⑤買収者の資産,年間総売上,あるいは株式時 価総額が1000億ドル以上である場合は、上記の 規制基準を満たしていると推定(presumption) する改正提案も行っている。そのような推定を 覆すためには、当事会社の側で、当該企業結合 が競争を実質的に減殺する明らかなリスクを生 じさせ「ない」ことを立証しなければならない としており、立証責任の転換規定まで置いてい る。このほか、支配的企業(市場シェア50% 以上の地位を有する企業)による排除行為(現 実又は潜在的な複数の競争者を実質的に不利な 立場に置き, あるいは当該競争者の競争する能 力又はインセンティブを制限する行為)を禁止 する新たな条文をクレイトン法に追加すること を提案したり、司法省及び FTC の組織の拡充 や、シャーマン法違反に対する新たな民事制裁 金 (civil penalties) の導入26を提案したり等, その内容は多岐にわたっている。一方で、米国 議会下院では、本稿で紹介された米国下院報告

書に基づいて起草した,「A Stronger Online Economy: Opportunity, Innovation, Choice という反トラスト法案パッケージは6月11日に 超党派の下院議員により提出された。当該法案 パッケージは、五つの法律案から構成されてお り、Big Tech の独占力に焦点を当てるもので ある。まず、American Innovation and Choice Online Act 法案では<sup>27</sup>, 一定の要件(プラット フォームの月間アクティブユーザー数(5千万 人) 又は月間アクティブビジネスユーザー数(10 万人),プラットフォーム事業者の年間売上高 又は時価総額(6千億ドル), ビジネスユーザー にとって重要な取引提携企業 (critical trading partner) の当否等) を満たすプラットフォー ムの指定や、指定プラットフォーム事業者によ る差別的取扱い(自社の商品・役務の優遇や, 排他的取引等) の禁止, 本法案のエンフォース メントを設置目的とするデジタル市場局(Bureau of Digital Markets)をFTCの下に置く ことなどが盛り込まれている。そして、Platform Competition and Opportunity Act 法案 では28、指定プラットフォーム事業者による、 競争事業者の買収,潜在的競争事業者 (potential competition) 又は初期段階にある新興の競争 事業者 (nascent competition) の買収,及び当 該指定事業者の市場地位の維持又は強化に繋が る買収の禁止が規定されている。また、Ending Platform Monopolies Act 法案では29, 指定 プラットフォーム事業者が指定プラットフォー ム以外の事業を所有し又は支配することにより 生じる利益相反(すなわち,指定プラットフォー ムの市場力を挺子とする自社の商品・役務の優 遇及び排他的取引等) の禁止や, そのための救 済措置(民事制裁金その他の適切な救済措置) が定められている。さらに、Augmenting Compatibility and Competition by Enabling Service Switching Act 法案は30, 指定プラット フォームに対して, データの移行等を容易に行 えることを目的に、データポータビリティ(data portability) 及びインターオペラビリティー

(interoperability) を義務化するものである。 最後に、Merger Filing Fee Modernization Act 法案は<sup>31</sup>、企業結合審査の手続的側面に着 目し、買収の取引額に応じて発生する届出費用 (filing fee)を引き上げ、その一部を競争当局 の年度経費に割り当てることを内容とするもの である。これらの法案の内容はここで詳しく紹 介することができないが、Big Tech に対する 今後の米国の規制動向の一環として注目される。

#### (追記)

本稿脱稿後、Big Tech 企業に対する反トラスト法の規制強化へ向けた米国バイデン新政権の動きとして、米国の大統領直轄組織の国家経済会議(National Economic Council)メンバーにコロンビア大学の Tim Wu 教授を指名し、テクノロジーや競争政策を担当する大統領特別補佐官に同氏を起用したというニュースに接した。同氏は、独占企業がイノベーションを阻害すると主張した『The Curse of Bigness Antitrust in the New Gilded Age』の著者で、Big Tech の独占に反対する立場で知られている。

[注]

- 1 U.S. and Plaintiff States v. Google LLC (October 20, 2020). https://www.justice.gov/atr/case-document/file/1329131/download (2021年1月1日閲覧)。なお、カリフォルニア州は2020年12月11日に同訴訟への参加の申立てを行った。
- 2 本件の争点をめぐる当事者双方の主張の紹介と その分析として、滝川敏明「デジタルプラットフ オームの独占行為に対する規制―米国と EU の最 新事件を中心として」国際商事法務49巻1号(2021 年1月)7-10頁を参照。なお、本件との比較対象 としては、グーグルに対する欧州委員会の決定が 想起される。EU では,グーグルに対して,グー グル検索とショッピング比較サービスについての 違反決定(2017年6月27日)、アンドロイド及び アプリストア事業に関する違反決定(2018年7月 18日), アド・センス事業に関する違反決定(2019 年3月20日)がそれぞれ欧州委員会より発出され ている。これら欧州委員会の決定の概要は、中島 美香「Google に対する EU 競争法上の3つの異 議告知事案」InfoCom REVIEW 69号(2017年7 月) 104-114頁, 中島美香「グーグルのアンドロ イドと EU 競争法上の問題 (上) (下)」国際商事

- 法務47卷 4 号 (2019年 4 月) 419-429頁, 47巻 5 号 (2019年 5 月) 578-584頁を参照。ただし、比較にあたっては、各事案で画定された関連市場(一定の取引分野) と命じられた問題解消措置について、本件との異同に留意する必要がある。
- 3 United States v. Microsoft Corp., 253 F.3d 34 (D.C. Cir. 2001). 同事件では、連邦地裁は、ソフトウェアのデフォルトの設定を指定し、ソフトウェアを削除できないようにすることによって、主要な流通経路から競争者を締め出すような独占的ハイテク企業(high-tech monopolist)の反競争的協定は競争排除的であり、シャーマン法2条に違反するとした(訴状 para.10参照)。
- 4 本件は、シャーマン法2条のみに基づいて訴訟が提起されたが、製造業者等との流通協定に焦点を置くならば、シャーマン法1条に基づく提訴も可能だと指摘されている。Mitch Stoltz, Antitrust Suit Against Google is a Watershed Moment (October 29, 2020). https://www.eff.org/deeplinks/2020/10/antitrust-suit-against-google-watershed-moment-0 (2021年2月26日閲覧)。
- 5 なお、グーグルは検索広告と検索テキスト広告 の関連市場においても70% 超(広告費ベース)の 市場シェアを占めている(訴状 para.108-109参照)。
- 6 2018年時点で、グーグルの検索広告による収益 における検索テキスト広告の割合は85% 近くを 占めた。
- 7 具体的には、マイクロソフトを除くほとんどの ブラウザ開発事業者(Safari、Firefox)は、グー グルの検索エンジンを既定検索エンジンに設定す ることについてグーグルと合意している。その見 返りとして、グーグルはブラウザ経由の広告収益 の4割をこれらのブラウザ開発者に分配している。
- 8 これに関連して、GAFA に対するプラットフォーム規制の提案として、2020年の米大統領選挙で民主党の Elizabeth Warren 上院議員が2019年に発表した GAFA 分割の公約が目に付く。htt ps://medium.com/@teamwarren/heres-how-we-can-break-up-big-tech-9ad9e10da324c(2021年2月1日閲覧)。
- 9 Federal Trade Commission v. Facebook (December 9, 2020). https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/051\_2021.01.21\_revised\_partially\_redacted\_complaint.pdf(2021年 2 月 1 日閲覧)。
- 10 https://about.fb.com/news/2021/03/modons-to-dismiss-ftc-state-ariawsus/(2021年3月10日閲覧)。
- 11 なお、アラスカ州、フロリダ州、モンタナ州、 ネバダ州と米領プエルトリコが2021年3月15日に 同訴訟に加わったことに伴い、当該訴訟の訴状は 修正を施して裁判所に再提出された。State of

- Texas, et al v. Google LLC (March 15, 2021) htt ps://www.texasattorneygeneral.gov/sites/defau lt/files/images/admin/2021/Press/Redacted%20 Amended%20Complaint%20FILED%20(002).pdf (2021年6月5日閲覧)。
- 12 パブリッシャーアドサーバーとは、パブリッシャーのページ上に広告を配信するにあたって、広告の入稿と配信、広告枠の管理、広告効果の測定、販売等を行うためのサーバーである。
- 13 State of Colorado, et al v. Google LLC (December 17, 2020). https://coag.gov/app/uploads/2020/12/Colorado-et-al.-v.-Google-PUBLIC-REDACTED-Complaint.pdf (2021年 2 月20日 閲覧)。
- 14 ABA, Common Issues Relating to the Digital Economy and Competition; Report of the International Developments and Comments Task Force on Positions Expressed by the ABA Antitrust Law Section between 2017 and 2019. htt ps://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/antitrust\_law/lp-files/sal-report-on-common-sssues-relating-to-the-digital-economy-and-competition-final-4162020.pdf(2021年2月20日閲覧)。
- 15 The House Judiciary Committee Antitrust subcommittee majority staff, Investigation of Competition in the Digital Marketplace: Majority Staff Report and Recommendations. https://judiciary.house.gov/uploadedfiles/competition\_in\_digital\_markets.pdf?utm\_campaign=4493-519 (2021年2月20日閲覧)。
- 16 米国下院報告書で批判されているアマゾンの競 争制限行為について、コロンビア特別区は、2021 年5月25日、アマゾンに対し、同社がサードパー ティ販売者に課した最恵待遇条項等がコロンビア 特別区反トラスト法の規定に違反する疑いがある ものとして、コロンビア特別区上級裁判所に提訴 した。District of Columbia v. Amazon.com, Inc. (May 25, 2021) https://oag.dc.gov/sites/defau lt/files/2021-05/Amazon-Complaint-.pdf(2021年 6月5日閲覧)。また、EUでは、欧州委員会は、 アマゾンがサードパーティ販売者から収集した非 公開データの使用を巡り EU 機能条約 (TFEU) 102条に違反した疑いがあるとして、2020年11月 10日に同社に異議告知書 (statement of objections) を送付した。https://ec.europa.eu/commi ssion/presscorner/detail/en/ip\_20\_2077 (2021年 2月20日閲覧)。なお、Big Tech が収集したデー タを不当に利用する反競争的行為に関する他の事 例としては、フェイスブックがオンラインクラシ ファイド広告市場において同社のクラシファイド 広告サービス「Facebook Marketplace」に競争

- 上の優位性をもたらすため、同社の SNS プラットフォームに広告を出稿する広告主の提供するデータを不当に利用するおそれがあるとして、欧州委員会と英国競争市場庁(CMA)は2021年6月4日に正式に調査を開始したことが挙げられる。https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\_21\_2848, https://www.gov.uk/government/news/cma-investigates-facebook-s-use-of-ad-data (2021年6月5日閲覧)。
- 17 ここ数年,経済学や独占禁止法の観点から二面(多面)市場に関わる問題の分析を行う論文が急激に増えてきたのは,これまで発展してきた競争分析のツールにプラッフォーム事業の実態に対応できていない部分が多々あることに起因すると思われる。例えば、アメックス事件米国連邦最高裁判所判決(Ohio v. American Express Co., 138 S. Ct. 2280(2018))では、対加盟店市場とカード保有者市場を分けてそれぞれ単独の関連市場として画定せずに一つの関連市場として画定するという市場画定の手法について、判事5対4で支持の判断が下されたが、研究者の間では賛否両論に分かれている。
- 18 例えば、SNSの場合には、MySpaceの存在感がなくなり、グーグルが運営していたGoogle+が約8年で終了したことや、検索サービスの場合には、グーグルより早く検索サーブスを提供していたAltaVistaが既に終了したことなどが挙げられる。
- 19 以上につき、Maurice E. Stucke, Allen P. Grunes, Big Data and Competition Policy (2016) § 17.36 以下参照。
- 20 シカゴ学派の Bork は (どのような意味で「consumer welfare」を使ったかを明らかにしていないが) 消費者厚生が反トラスト法の唯一の目的であったと主張し、Reiter v. Sonotone Corp., 442 U.S. 330, 343 (1979) で米国最高裁判所がそれを引用したことがよく知られている。消費者厚生に関する Bork の主張について、詳しくは Robert H. Bork, the Antitrust Paradox: A Policy at War with Itself (1978) pp. 61-66参照。
- 21 新ブランダイス学派の簡潔な紹介として、Lina Khan, The New Brandeis Movement: America's Antimonopoly Debate, Journal of European Competition Law & Practice (March 2018) Vol. 9, Iss. 3, pp. 131–132を参照。なお、同論文の著者 Khan 氏 は、Amazon's Antitrust Paradox, Yale Law Journal (2016) Vol.126, Iss 3, pp. 710-805という論文で、米国競争当局の反トラスト法の分析 枠組みにおいて市場構造に対する考慮が不足しているとし、ケーススタディとして、潜在的な競争相手の買収や、競争相手の排除を目的とした略奪的価格設定、サードパーティ販売者との取引に係

- る利益相反行為といったアマゾンの競争制限行為を取り上げて大手プラットフォーム事業者に対してより厳格な規制を課すよう主張しており、現在新ブランダイス学派の最も注目を浴びている研究者の一人であり、バイデン政権の指名を受けて2021年6月15日からFTC委員長に就任している。
- 22 米国学説上の議論の詳細な整理について、下記報告書を参照。ABA, Report of the Task Force on the Future of Competition Law Standards (August 3, 2020). https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/antitrust\_law/aba-antitrust-standards-task-force-report.pdf (2021年2月26日閲覧)。
- 23 Id, p. 5.
- 24 その原因としては、裁判所によって重要視される法的安定性への考慮や、事業者の説明にまず懐疑的な態度をとるという競争当局の先入観、Big Tech のビジネスモデルを論じた多くの経営戦略の論文がもたらす競争法上の意義への理解不足等が挙げられる。詳しくは、Frederic Jenny, Competition Law and Digital Ecosystems: Learning To Walk Before We Run (April 2021). Available at SSRN: https://ssrn.com/abstract=3776 274 を参照。
- 25 同法律案は、上院反トラスト小委員会の委員長である Klobuchar 上院議員(民主党)の提案によるものである。Competition and Antitrust Law Enforcement Reform Act, S. 225, 117th Cong. (2021).
- 26 同法案10条では、シャーマン法1条・2条違反 行為の当事者に対して、昨年の米国における総収 入の15%、又は違反行為期間中の米国における違 反行為に係る取引分野に関する収入の30%のい ずれかの高い方の金額を上限とする民事制裁金が 課される、とされている。
- 27 American Choice and Innovation Online Act, H. R. 3816, 117th Cong. (2021).
- 28 Platform Competition and Opportunity Act, H. R. 3826, 117th Cong. (2021).
- 29 Ending Platform Monopolies Act, H. R. 3825, 117th Cong. (2021).
- 30 Augmenting Compatibility and Competition by Enabling Service Switching Act, H. R. 3849, 117th Cong. (2021).
- 31 Merger Filing Fee Modernization Act, H. R. 3843, 117th Cong. (2021).

本研究は、JSPS 科研費20K01328、19H00569、19H00574の各助成を受けたものである。

Œ